

国会法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。</p> <p>② 前項の規定により要求書が提出されたときは、内閣は、その提出の日から二十日以内に臨時会を召集することを、決定しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 この項本文の期間内に常会が召集された場合</li><li>二 この項本文の期間が前条の規定により臨時会を召集しなければならない期間又は特別会を召集しなければならない期間にか</li></ul> <p>かる場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>三 この項本文の期間が衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙を行うべき期間にかかる場合</li></ul>	<p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p>